

図2 帝都十景手拭 「東京駅」

March 2016



図3 帝都十景手拭 「日比谷公園」



図4 帝都十景手拭 「清洲橋」



図5 帝都十景手拭 「水の隅田公園」

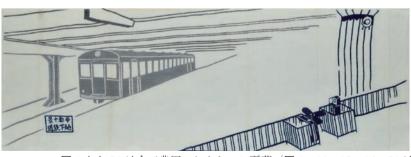


図6 帝都十景手拭 「地下鉄道」

図 1 から 21 は全て豊田コレクション所蔵(図 1、11、12、14、21 は本文中挿図)本文掲載大久保論文「豊田コレクションにみる戦時体制と手拭い制作―物資統制の意匠と制作への影響―」参照



図9 京のひと、せ 「藤森祭の駈馬」



図8 京のひと、せ 「南座の顔見世」



図7 京のひと、せ 「十日戎 福笹」



参考図 中島荘陽画『都年中行事画帖』 「顔見世」 (国際日本文化研究センター所蔵)

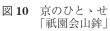




図 13 「凱旋記念 禮羽村青年団」



図15 「日の丸、地球に飛行機」



図17 「堅忍持久」



図 18 「協心戮力」





図19 「防諜 知るを自慢に話すな秘密」



図 20 「加藤伍株式会社」



(滲み部分拡大図)



(左下角 端ミシン跡拡大図)



豊田コレクションにみる戦時体制と手拭い制作

物資統制の意匠と制作への影響

大久保

尚子

はじめに

一、手拭いの意匠にみる「戦争」―日露戦争から戦没者慰霊まで 綿製品統制の進行と手拭

おわりに 豊田コレクションにみる戦時体制の手拭い制作への影響

はじめに

作と受容などにつき様々な知見につながる可能性を持つ。 代に至る極めて幅広い性格の作例で構成されている。特に、挨拶や記 豊田満夫氏により蒐集された、手拭い、浴衣、風呂敷等木綿染織の個 展が遅れている近代の注染技法と手拭い意匠の展開、また手拭いの制 品以外の蒐集に特徴がある。同コレクションの調査は、従来研究の進 念の配り物、創作意匠と染めの美を追究した美術手拭いなど、一般商 人コレクションであり、その中心は一万点を越える手拭いである。コ レクション中の手拭いは単に点数が多いだけではなく、幕末期から現 豊田コレクションは、手拭いなどの制作に長年携わってこられた

> 置づけることにより、戦時体制が手拭い制作に及ぼした影響を考えて スル臨時措置法」公布以降の綿製品に関わる物資統制の進行の中に位 検討するとともに、昭和一二年(一九三七)九月の「輸出入品等ニ関 把握することを試みたい。特に手拭いの意匠に反映された制作背景を 年夏、七月二二日から八月三一日まで東京和晒創造館で開催された を得て、展覧会開催支援を行っており、戦後七〇年にあたる二〇一五 みたい。 に、この展覧会でとりあげた手拭いの性格と位置付けを改めて検討 した。本稿では、日中戦争開戦以降の制作と考えられる手拭いを中心 検討に参加し、手拭いおよび木綿の物資統制に関わる展示解説を担当 「庶民の暮らしと戦争展―手拭い、風呂敷から振り返る」の展示構成 筆者は、二〇〇二年より、豊田コレクションの資料調査を行う機会 昭和前期から戦中期にかけての手拭い制作をめぐる状況の変化を

介しておく。本展では、豊田コレクションより昭和の満州事変から日 示す絵柄や戦時体制にかかわる標語が染め出された手拭い、 中戦争、太平洋戦争の時期の制作とみられる武器や軍隊、 本稿の土台となっている「庶民の暮らしと戦争展」の展示概要を紹 侵略構想を また綿製

以下 争に関わる意匠の風呂敷とともに展示し、 かかわるもの、 て制作されたもの等を選び、 の統制の状況がうかがわれる手拭いを中心に、 . の 戦争」が拡がっていったのかを示すことを目指した。 通りである。 明治期から昭和期の兵士の除隊記念などの配り物とし 物資統制に関わる浴衣反物等の資料、 人々の日常生活にどのよう あわせて日露戦争に 展示構成は 戦

0

昭和前期 ―手拭い文化の洗練

1

- 2 日露戦争時代の手拭
- 凱旋記念、 除隊記念の手拭い
- 出 [征兵士を送る
- 手拭いにみる戦争と暮らし
- 木綿製品物資統制関係資料

6 5 4 3

- 7 戦争を振り返る
- 8 戦争を語る風呂敷

裏地代わり、 その他 念の品として贈り主の名を染めた「名入れ手拭い」を制作し配り物と を指定して誂える別注品がある。 必需品であった。染め上がったものを販売する商品と、 切ったものであり、手拭きや入浴用のほか、 展示資料 ここで近代の手拭いの用途や素材、 商店や企業、 晒木綿を染めて一本九○センチあるいは一○○センチほどに 配給綿布購入票、 手拭い その他、 個人のレベルでも、 五九点/風呂敷 様々な用途に使い回すこともできる重宝な生活 衣料切符、 手拭いの誂え制作は特殊なことでは 染め技法等を概観しておく。 東京織物自制価格表 四〇点/浴衣反物 年始をはじめとする挨拶、 簡易な被り物、 注文者が意匠 七点 袢纏等の など」 手

义

同時に展示した風呂敷も基本的には物を包み運ぶための生活の道具

吸引するコンプレッサーが導入されて、 る。 することもあり、 誂え手拭いの意匠は雛形から選ぶ場合もあるが、 する慣習が明治期から昭和戦前期には広がっていた。一例として昭和初期 都十景手拭」 匠を楽しむ趣味の手拭い、美術手拭いの文化が花開いた。 染料を注ぐ。 生地を屏風畳みにしながら糊置きし、 糊置きして藍で浸染するのに対し、 染められた。 様な工夫がなされた。言葉(メッセージ) の手拭店の自店用手拭いを示す(白井手拭店手拭 し等長板中形とは異なる技を生んだ。大正後期から注いだ染料を急凍 īį た文字主体の意匠がみられることも手拭い意匠の一つの特徴であ あるもの、 手拭い地は明治期以降発達した両面型染め技法である注染により 第一 節 この手法は効率的なだけでなく、 判じ物風の遊びのあるもの、 江戸時代以来の技法である長板中形が生地の Þ 1 「京のひと、せ」はその典型例であ 昭和前期―手拭い文化の洗練参照 摺物あるいは広告図案にも一脈通ずるメッセージ性 注染では型付け工程が簡略化され 型付け後の畳んだ生地の上から 染め上がりが向上し、 をあらわすことに重きを置 眺めて楽しめるものなど多 多色の差し分け 注文者が創案に関与 注染 Ź 細川 後掲 両面に順次 (図 2 か やぼ 0 創 図 1 ○ 作意

馬用命は 電下ハム七番 翩 「御印入手拭タ

オル風呂敷の御用命は 電下八五七番」白井手 以下、参考図を 除き図は全て豊田コレ クション所蔵

や着物とは異なる制作環境にあったのである。
を着物とは異なる制作環境にあったのである。実用向けには木綿地が用いられたが、近代に多用されるようである。実用向けには木綿地が用いられたが、近代に多用されるようである。実用向けには木綿地が用いられたが、近代に多用されるようである。実用向けには木綿地が用いられたが、近代に多用されるようである。実用向けには木綿地が用いられたが、近代に多用されるようである。実用向けには木綿地が用いられたが、近代に多用されるようである。

が盛んであった。そのような多様な制作が可能な環境は、 者が意匠を指定する誂え手拭いや創作意匠を楽しむ趣味の手拭い制作 の関係を把握することが課題となる。 上でも戦時下の物資統制と制作 意匠が見出される。一方、手拭い意匠は布面の大きさや技法の違いか される「戦争柄」類型に当てはまる地図、 る考察が重ねられている。豊田コレクションの風呂敷にも同氏が指: にどこまで維持されたのだろうか 「戦争柄」の事例調査を通し大衆間の戦争イメージ生成と受容に関す 服飾と戦争の関係に関し、乾淑子氏により着物や羽裏等にみえる 元来着物や風呂敷と異なる傾向を持つが、意匠の問題を検討する (創案を含む意匠調整と加工の管理 昭和初期には前述のように注文 陸海軍モチーフ、軍歌等の 物資統制下 摘

てみたい。制作事情が確認できる場合を除き、手拭いの制作期は意第三に物資統制が手拭い制作自体と意匠のあり方に与えた影響を考えを検討した上で、第二に綿製品統制関係の法令と施行要件を確認し、たと考えられる手拭いに焦点をあて、第一に意匠の特徴から制作背景本稿では、前述の展示資料のうち日中戦争以降の戦時下に制作され

目的のため、本稿の検討対象は「戦争柄」には限定されない。握は作例の制作時期推定にもフィードバックされる。なお右のような匠、素材、技法の特徴から推定することになる。綿製品統制状況の把

―日露戦争から戦没者慰霊まで手拭いの意匠にみる「戦争」

した手拭い等の一覧を別表(二七、二八頁)に示した。例の制作背景につき主として意匠の特徴から検討を加える。なお展示作の状況をとらえ、特に昭和の戦時体制、物資統制と関わる主要な作が別では「庶民の暮らしと戦争展」における手拭い関係の展示(前以下では「庶民の暮らしと戦争展」における手拭い関係の展示(前

1. 昭和前期―手拭い文化の洗練

が始まる。 趣向を凝らした連作手拭いを統制後に再制作した「京のひとゝせ を伝える連作手拭い「帝都十景手拭」(三越制作)、 変化を示すために、 七月には日中戦争に突入し、翌一三年(一九三八)から綿製品の統制 から昭和初期には手ぬぐいの意匠も繊細になり、 (細辻伊兵衛商店制作) や コンップレッサーの導入により注染技術が飛躍的に向上した大正末 手拭い頒布会が盛んになった。しかし昭和一二年 わずか数年の間の社会の激変、手拭い制作をめぐる状況 昭和前期の手拭いの洗練とモダン都市文化の様相 をとりあげた。 連作物の趣味の手拭 統制前に出された (一九三七)

「帝都十景手拭」(昭和初期 注染 差し分け)

関東大震災を経て、近代都市として生まれ変わった昭和初期の東京

蔵品は一枚欠けている。三越の店章(越)印の付いた文庫 題材にちなむ意匠の飾り枠の中に題名が染められている。 ン書体で「帝都十景手拭」の題が印字されている。また各手拭いには ライオン像、 名所風景をテーマとした十枚組手拭いである。 る装飾を抑えた白いビル、 い)を伴い、各手拭いの隅にも「戀染」もしくは 三越の制作とわかる。文庫のラベルには三越百貨店玄関の青銅の 全体の主題と制作時期について考えてみたい。 震災後改修した三越本店 雲間に望む富士のイラストを背景に、 (昭和一〇年完成)を彷彿させ ただしコレクション所 「越製」と染めら (厚紙製の覆 題材に注 モダ 目

街灯が都市の空気感を伝える。ドーム側からとらえる。駅前の自動車、手前に配したお濠端の木立と「東京駅」図2 大正三年(一九一四)に竣工した東京駅駅舎を南

されている。 ちらには本作にはない帝国議事堂 作とは別に鶴の噴水を同じ角度からとらえた三越製手拭いがあり、そ をとらえる。 公園」に描き込まれるか、 (一九〇三) 日比谷公園 開園以来、 本作が帝国議事堂竣工後の製作であれば、この「日比谷 日本初の近代式公園、 図 3 日比谷公園みどころのひとつ鶴の噴水の風景 市民に親しまれてきた。コレクション中に本 議事堂自体が十景の一つに選ばれたのでは (昭和一一年竣工)が遠景として配 日比谷公園は、 明治三六年

した清洲橋の、吊り橋型の優美な景観を大きくとらえる。下流には永「清洲橋」図4 関東大震災後、昭和三年(一九二八)三月に竣工

代橋もみえる

問橋、 桜時に行われたボートレースもあらわされてい で罹災、 した。両岸にわたる公園の景観の中心は隅田川である。(4) 「水の隅田公園」 対岸の浅草寺を望む。 隅田公園は震災復興公園として昭和六年 <u>図</u> 5 隅田公園の本所側 江戸以来の花の名所、 いから、 (一九三一) 昭 向島は関東大震災 和 言問橋の下に 三年竣工の に開園

鉄道が上野浅草間に開業した。直線を多用し、駅構内の無機質な地下「地下鉄道」図6 昭和二年(一九二七)、東洋初の地下鉄、東京地下(明治四四年竣工)を側面からとらえる。上空には飛行機がみえる。「日本橋」 二重アーチと麒麟像を置いた装飾柱が特徴的な日本橋

ボートが浮かぶのどかな風景を俯瞰する「上野」から成る。郎像を望む「靖国神社」、旧寛永寺五重塔の向こうに広がる不忍池にこのほか大灯籠のある参道入り口を斜めにとらえ、鳥居と大村益次

空間をとらえている

災復興事業として建設された隅田公園 橋」)など、新しい建造物と交通機関を含む近代的な景観が目立 な東京名所であった靖国神社も登場するが、 モダン都市東京をとらえる視線がうかがわれる。 チーフとされており、 中でも東京市民が愛着を持つ隅田川の景観が二題含まれ、 の隅田公園」)、 題材には開設間もない地下鉄 東京駅と自動車 関東大震災からの復興を遂げて漸く一息ついた (「東京駅」)、 (「地下鉄道」)、 言問橋、 意匠には政治的な意味 日本橋と飛行機 橋梁(「清洲橋」「水 明治期以来、 清洲橋、 永代橋がモ いずれも震 (「日本

げられているのとは対照的であり、東京と京都の好みの違いを見て取 る「差し分け」技法により、 せよ昭和一三年夏に綿製品の加工が制限される以前の製作であろう。 的に表現するなど技法の特性を巧みに生かした完成度の高い作品群で ることができる。 が複数回型置きを行う「細川」技法により、 が表現されていていないことから昭和一○年頃までの可能性が高い。 (一九三一) 以降、 強調は見受けられない。制作時期の上限は、 コレクション蔵品は一枚欠けているため断言はできないが、いずれに 染めは全て型糊置きを繰り返さず一度の型置きで複数色を染め分け 鼠、 遠景は鼠色とした「清洲橋」 茶のうち二、三色で染め上げている。 一見単調であるが線の表現が整理され、また近景は 下限は前述のように昭和一一年竣工の帝国議事党 江戸東京好みの手拭いの基本色、 図4のように、 多くの色を重ねて染め上 隅田公園開園の昭 次の「京のひと、せ」 遠近感を配色で効果 藍の濃 和六年

商店誂部」、 年三月廿五日」、 か 田 用箱に納められており、 一二ヶ月の行事図を染めた一二枚組手拭いである。解説書とともに専 けて活躍した、 中緑紅が解説を加えている。 京都の細辻伊兵衛商店により制作された、 「趣味手拭十二枚組」と添え書きされている。 「京のひとゝせ」 また「〔非売品〕」と記されている。 裏に 発行所は「京都市中京区三條通烏丸東入細辻伊兵衛 京都の郷土史家である。 (昭和 中島荘陽」と記され、 箱蓋には「郷土趣味 一四年 田中緑紅は大正期から昭和戦前戦後に 〔一九三九〕三月 奥付の発行日は 画家中島荘陽の描く京の 画題の年中 京のひと、せ」の題字 解説書は扉表に 注染 -行事 昭 細川 いにつき 和 干四 田田

> るが、 タオル染手拭卸商業組合」の公定価格販売表示シールが貼付されてい る た時期であり、 内に配られたものと伝えられている。既に綿製品の統制が進行して 布会「百いろ会」で昭和一〇年 作したことで知られる。「京のひと、せ」は、 細辻伊兵衛商店 (後掲図21 展示作品は昭和一四年三月の再制作であり、 生地の晒はスフ入りとみられる。 (永楽屋) は、 (一九三五) 戦前の京都で趣味の美術手拭いを制 に出されたシリーズであ 元々同店の手ぬぐい 一二枚全てに「京都 販売用ではなく身

ある。

文化研究センター 細辻伊兵衛氏が購い江馬氏に解説を依頼したという。 司 事画帖』 中島荘陽は、 0 | 画題の多くはこの細辻氏の手元にあった画帖の画題と重なる。 ...画帖は京の年中行事を網羅的に取り上げたもので、 本作の下絵自体の所在は確認できないが、 (昭和三年 京都の行事を描いた肉筆画作品を遺しており、 には江馬努の詞書、 〔一九二八〕跋 中島荘陽の絵による『都年中 絹本著色)が所蔵されている。 下絵を描いた日本 「京のひと、せ」 国際日本 そこ

目される点を述べてみたい。で以下、四点について『都年中行事画帖』中の同画題の図と比較し注

通している。 福笹」図7 十日戎の参詣者に授与される、大福帳、小「十日戎 福笹」図7 十日戎の参詣者に授与される、大福帳、小「十日戎 福笹」図7 十日戎の参詣者に授与される、大福帳、小「十日戎 福笹」図7 十日戎の参詣者に授与される、大福帳、小

上空に下弦の月を配することにより夜景を表現している。
上空に下弦の月を配することにより夜景を表現している。
中行事画帖』の「顔見世」(参の明かりで照らし出されている。『都年中行事画帖』の「顔見世」(参めてよく似ている。『都年中行事画帖』では肉筆画であるからこそ可めてよく似ている。『都年中行事画帖』では肉筆画であるからこそ可めてよく似ている。『都年中行事画帖』の「顔見世」(参にが、「京のひと、せ」では、背景を暗色ではなく薄藍のぼかしとし、だが、「京のひと、せ」では、背景を暗色ではなく薄藍のぼかしとし、だが、「京のひと、せ」では、背景を暗色ではなく薄藍のぼかしとし、だが、「京のひと、せ」では、背景を暗色ではなく薄藍のぼかしとし、だが、「京のひと、せ」では、背景を暗色ではなく薄藍のぼかしとし、だが、「京のひと、せ」では、背景を暗色ではなく薄藍のほかした。

長に二騎を配置し、 が同じであるのみならず、 前の一騎と同じ馬上で文字を書く曲乗りを描き、 められている。 を振る。 る馳馬の図である。手前の一騎は馬上で文字を書き、奥は逆乗りで晒 い乗り手の顔立ちもよく似ている。 藤森祭の駈馬」 網衣、股引に小さな笠を被った独特の出で立ちの細部まで染 『都年中行事画帖』「藤森祭」は 図 9 背景上下を薄藍色に斜めに染めて中央のみ白く残 六月五日の藤森祭に受け継がれる氏子によ 馬の毛色、 ただし「京のひと、せ」では、 胸懸、 尻懸の赤色、ややいかつ 「京のひと、せ」の手 特徴的な装束の配色 縦

> 白さが融和している。 して変化をつけ、モチーフの絵画性と手拭いならではのデザインの面

ある。 わし、 細い線の鋭い表現と細部の染め分けは染技への自信を示すかのようで と近づいてくる鉾を見上げたような構図でとらえる。 の技の巧みさを印象付けている。 ているのに対し、 を切る長刀鉾、 クローズアップされた手前の鉾の向こうには、 「祇園会山鉾」図10 手拭いの縦長の画面を生かした視点の面白さのみならず、 『都年中行事画帖』 後ろに続く占出山を、 「京のひと、せ」では敢えて鉾の先端部のみをあら 七月一七日の祇園祭の山鉾巡行の様を、 では 「前の祇園会」の題で山鉾巡行の先頭 人々の乗った舞台を中心に描 月鉾の鉾頭がみえる。 網隠しの部分が 注染 次

業を要する。

め上げられた作品であることが確かめられる。一方で豊田コレクショの絵画表現の印象を崩さず、同時に手拭い染めの持ち味も失わずに染ており、さらに、ぼかし、細川などの注染技法を見事に駆使して下絵「京のひと、せ」は下絵段階で手拭いの形状を活かす構図が工夫され以上のように中島荘陽画『都年中行事画帖』と比較してみると、以上のように中島荘陽画『都年中行事画帖』と比較してみると、



京のひと、せ 「葵祭」(部分)

ない、

スフの混紡

制作品にはみられ 注目すると、 とゝせ」の細部 ン所蔵の「京のひ

初回

られる緯糸に沿

に起因すると考え

た染料の滲みが

花房部分に顕著にみられる)。 部に見られ、 物資統制との関係で注目される (例 「葵祭」 図11の藤の

日露戦争時代の手拭い

作と考えられる手拭いが含まれている。 日露戦争にちなむモチーフが明確にあらわされた作品は「我軍之大 レクション中には意匠および染め技法の点から日露戦争時代の制

勝利」、

「奉天府

日本軍大勝利」の二点である。

拭いとして戦勝間も無い時期に制作販売されたものと考えられる。 むと考えられる。 えた扇面図を配置し、 本兵に「我軍大勝利」の文字を添えたもの、 意匠であり、明治三八年(一九〇五)の奉天会戦と日本海海戦にちな (注染 我軍之大勝利」 旭日旗をかかげ攻め込む日本軍の図に「日本大勝利」の文字を添 差し分け) 両者とも多色遣いであり、 は、 (注染 全体を横切るように海軍大臣旗風の旗を置いた 奉天府の城門図を中央に、これに向かう如く 細川) は倒れるロシア兵と日の丸を振る日 「奉天府 華やかに目を引く記念手 日本軍大勝利_

方、「出征軍萬歳」

(注染

地染まり一色)

は薄藍一色の地に「出

染料を急速吸引するとむらになりにくい)、 染めむらが多いこと(大正後期以降普及したコンプレッサーを使用し 利を示す意匠であるが、手間を掛けた細川染めにもかかわらず細部の は、 制作と考えられる。東京と並ぶ注染の生産地であった大阪の手拭い染 期の手拭い下絵に目立つものであり、 意匠のみの作品である。大きな筆描き文字のみをあらわす意匠は明治 征軍萬歳」と大書し「大阪市手拭染物業職工中」と添え書きした文字 め職人の団体により制作されたものであろう。「東洋強国誉」(注染 菊のとばりの向こうに旭日旗 (軍旗)と大砲が置かれた皇国の勝 日露戦争もしくは日清戦争時 「東洋強国誉」の文言から 細川

3 凱旋記念、 除隊記念の手拭

日露戦争時の制作と考えられる。

む星、 型を紹介する。 が通例であり、 凱旋記念の手拭いがあるが、既製図案に配り主の名を加えて染めるの 制作された。コレクション中には今回展示した以外にも複数の除隊や あるいは凱旋に際し無事帰還した挨拶の配り物として名入れ手拭いが モチーフとして旭日旗 活の多様な場面に広がり、 明治期以降、 徽章にちなむ桜などがあげられる。 年代、兵科による違いもあるが、 贈り主の名を染めた「名入れ手拭い」を配ることが生 (軍旗) 軍隊、 あるいは旭日、 戦争関連では、 展示作例からいくつかの類 軍帽軍服の星章にちな 広くみられる定型的 任期を終えての除隊

は、 果して帰る今日ぞ嬉しき」という歌を添えている。「軽き身に」の歌 兵第四聯隊」の文字を大きく染め 「近衛歩兵第四聯隊」 下の句にヴァリエーションがあるが、 (注染 差し分け) 「軽き身に重きつとめをつゝがなく は、 除隊や凱旋の記念手拭 旭日に星章と「近衛歩

しばしば見いだされる。

期のものと確定出来る作例は他に二点ある。「上海出征凱旋記念 旋記念 兵第五十九聯隊」 いと考えられる。 したもので、左下の桜型に「笠倉」の名が入っている。 満州派遣凱旋記念 星と野砲図を大きく染め、 野砲兵第二十聯隊」の文字から、 コレクション中の除隊、 (注染 野砲兵第二十聯隊」(注染 差し分け)は「武夫のつとめつくして古里 右肩に図案化したヘルメットをあらわ 満州事変時の凱旋記念手拭 凱旋記念手拭いのうち昭和 差し分け 「満州派遣凱 図 12 歩



念手拭いがある。

中戦争開戦後の制作と考えられる異色の記

さらにもう一点、コレクション中には日推定される。

桜を添えた意匠の名入れ手拭いで昭和七年

の句にヘルメットと徽章にちなむ星と

(一九三二) の第一次上海事変後の制作かと

拭い地を再加工したと考えられるこの手拭 いる。 空には戦闘機が飛び、 市にあたる。 字を上部に、 の文字を添えた意匠と、「禮青」「賞」の文 攻撃する陸軍兵士と、 部に配し斜めに染め分けた意匠が重なって 「凱旋記念 禮羽村青年団 礼羽村は埼玉県北東部 「禮羽村青年団」の文字を下 既に染まっていた青年団の手 戦車のシルエット、 凱旋 (注染 現在の加須 祝 記念 図 13

> 考えてみたい。 いの制作と綿製品製造、加工統制との関係について、第三節で改めて

* 出征兵士を送る

る り、 兵士の送迎は愛国婦人会の主要活動の一つであった。 会 じく「祈 社箱根神社宮司」と添え書きして花押も染めた箱根神社の手拭いであ 運長久」(注染 0) 語を染めた手拭いは、その一典型である。「丸に三つ割菊紋 出征兵士への祈りや激励の思いも手拭いに託された。「祈武運長久 〇 祈 (明治三四年創設、 出征前に参拝した兵士や家族に授与されたものと考えられる。 武運長久 武運長久」の語を染めた例に軍事援護婦人団体、愛国婦人 差し分け)は文字と神紋を大きくあらわし、 愛国婦人会三重県支部」注染 昭和一七年大日本婦人会に統合) 差し分け)。 の手拭いがあ 「国幣小 出征 同

た「慰問袋 軍人勅諭」(注染 差し分け)はその一例である。 いが手拭い同様の晒布が多く使われた。二つ折りにして袋状に縫い慰問いが手拭い同様の晒布が用いられた。戦場の兵士に送られた慰問袋にはが手拭い同様の晒布が用いられた。 戦場の兵士に送られた慰問袋にまた兵士の無事帰還を祈る「千人針」にも、手拭いそのものではな

5. 手拭いにみる戦争と暮らし

かけるスローガンを染めた作例である。にかかわる絵柄(戦争柄)、あるいは戦時体制への協力、貢献を呼びを見出そうとするとき、視覚的にわかりやすいのは、軍隊や侵略体制匠を染めた作例を示した。今日残されている手拭いに戦時体制の影響日中戦争開戦前後以降の制作と考えられる、戦時体制を反映した意

戦争柄の典型例として、次の三点があげられる。



和六年

(一九三二)

六月の軍制改革案に

は戦車隊増設が盛り込まれている。昭和

は大正末から昭和にかけて進められ 降発展した戦車の陸軍への配備は日本で 柄であらわしている。第一次世界大戦以 げて突進する豆戦車の動きを漫画調の絵

昭

ることができる。 ・「日の丸、地球に飛行機」 (注染 差

州事変勃発以降の戦車への関心を汲み取 登場している。この手拭いの絵柄にも満 七年四月の『三越』には豆戦車の玩具も

し分け けされている。 地球は、 注染特有の差し分け技法で色分 図15) 日の丸の下に置かれた 中心にある日本の領土を

近い時期の制作かと推測される。 るのは「大東亜共栄圏」 旧日本委任統治領となった南洋群島に広がる。さらに東南アジア、イ 会談で用いられて以降、 で覆うかのように日本の飛行機が飛んでいる。「大東亜共栄圏」概念 示す赤色は、 ニューギニア島、 この語が昭和 千島列島、 オーストラリアまでが薄紅色で染められてい 進められたと考えられ、 構想に対応するものと考えられ、その果てま 樺太、朝鮮半島、 一五年(一九四〇)八月一日の松岡洋右外相 台湾、第一次世界大戦後に この手拭いもこれと

> られる。 刀、 で、このような木綿手拭い地を用いた誂え制作は困難になったと考え 年(一九三八)に綿製品の製造統制が開始して以降、 酒銘柄の宣伝用手拭いである。 桜と「千歳鶴」の文字を染めている。 「千歳鶴」(注染 差し分け) 日本軍を表象するヘルメット、 昭和初期から札幌で作られた日本 素材は綿晒だが、 いずれかの段階 昭 和一三 日本

図 14

中央に日の丸を置き、

土煙をあ 差し分け

・「日の丸、

戦車」(注

拭いの特性にも関係しているのではないだろうか。 と考えられる。同時に文字主体の意匠が広く行われてきたという、手 つには早い段階から綿製品の加工、製造が制限されたことに起因する 右のような意匠は、 コレクション中の手拭いには日本軍や侵略体制を絵柄であらわした 風呂敷や着物ほどには目立たない。このことは

種の簡素な定型意匠の手拭いが戦時下のある時期から多く制作されて ける標語とそれにあわせた寓意的な小モチーフを染めたもので、この いたことがうかがわれる。 方、以下の一群はいずれも白地の中央部に体制への協力を呼びか

体制に臨む国民のあるべき姿勢を述べる際によく使われている。 基本方針」中に「一億一心各その業務に精励し奉公の誠を致さんこと ち二点は差し分け/一点は白地一色 の教え」(結束して家を守れという意味の教訓)による。 られた三本の矢は戦前の子ども向け訓話に登場する毛利元就の を期す」という表現で登場する。これ以降、 た国民精神総動員委員会総会で決定された「国民精神総動員新展開の る「一億一心」の語は、 ・「一億一心 桜に三本の矢」 昭和一四年 (一九三九) (注染 図 16 コレクション中同柄三点 新聞記事等において戦時 国民の結束を呼びかけ 四月七日に開催され

神の涵養」という表現で登場し、 に臨む戦時体制のスローガンとしての意味を明確にしている。 曽我兄弟の物語を示すモチーフにより、「堅忍持久」の標語は長期戦 経を討ったことにちなむ。長い年月を堪え忍びようやく本懐を遂げた 兄弟の仇討ちの物語による。蝶は曽我兄弟の弟五郎、千鳥は兄十郎の 衣装の文様であり、富士は兄弟が富士の裾野の巻狩で父の仇、 富士に蝶千鳥のモチーフは江戸歌舞伎の代表的演目「曽我物」、 たえる意の「堅忍持久」という標語は、 一三日に発表された国民精神総動員計画実施要項中に「堅忍持久の精 堅忍持久」(注染 差し分け 以降、 図 17 頻繁に使われた。添えられた 昭和一二年(一九三七)九月 最後まで我慢強く持ちこ 工藤祐 曽我

「協心戮力」(注染 差し分け 図18)

二七日、 寓意性を持つモチーフを添えることにより、「協心戮力」の語に込め 臣蔵』では足軽ながら仇討ちに加わった寺岡平右衛門の衣装に取り入 せる。巴は大星由良之助の紋所、 服シ」という表現がみえる。添えられた巴太鼓に菖蒲皮小紋のモチー 時体制下に使われた標語の一つである。昭和一五年(一九四○)九月 木文様を象ったかのような鋸歯文様が配されている。また添えられた フのうち、巴太鼓は、歌舞伎、 「菖蒲革」と通称される小紋のモチーフは「勝負」の語を導くと同時 いれた国民一丸となって敵と戦うという意味が強調されている。 心をあわせ力を合わせる意の「協心戮力」は、 江戸後期の足軽などの袴によく使われたことから、 日独伊三国同盟調印時の詔書にも「協心戮力非常ノ時局ヲ克 民衆の戦争協力を寓意すると考えられる。このような 浄瑠璃の『仮名手本忠臣蔵』を連想さ 太鼓の縁には討ち入り衣装の白黒雁 日中戦争開戦後の戦 『仮名手本忠

・「東亜建設」(注染 差し分け)

き換えている。 「東亜建設」あるいは「東亜新秩序建設」は日中戦争開戦後、多く 「東亜建設」あるいは「東亜新秩序建設」は日中戦争開戦後、多く

たが、 になった。このほか「滅私奉公」(注染 下には国家体制への奉仕の意味で用いられた。 改正法律が施行され、防諜に関する市民への啓蒙活動が行われるよう るを自慢に話すな秘密」(注染 として公債購入を勧める惹句にオリーブの枝を添えている。 いである。「滅私奉公」の語自体は古典的な故事成語だが、 のための標語を染めている。昭和一二年一〇月一〇日には軍機保護法 開戦後、昭和一二年(一九三七)秋から、愛国公債購入運動が行われ 「公債一枚興亜の緑葉」(注染 より具体的な行動を呼びかける標語も手拭いに染められている。 昭和一四年には国債消化が困難になっていた。また「防課(型) 差し分け)は、 差し分け 図19) は文字通り、 差し分け) 軍事費膨張への対応策 も同類型の手拭 戦時体制 日中戦争 防諜 知

6.木綿製品物資統制関係資料

例、またスフ混の晒反物を示した。 手拭いに関しては、通常の手拭い用木綿晒とは異なる素材を用いた作 を地反物、配給綿製品購入票、衣料切符、制限小切符等を展示した。 展覧会では木綿に関わる物資統制の説明パネルを作成展示すると同

・「加藤伍株式会社」(注染 差し分け 図20)企業の配り手拭い
 ・「加藤伍株式会社」(注染 差し分け 図20)企業の配り手拭い

・戦争を振り返る

(注染 細川)など、戦場のイメージは慰霊の念を込めてあらわされにより陰影のある戦艦の姿を表現した「戦艦武蔵亡き戦友を偲ぶ」により陰影のある戦艦の姿を表現した「戦艦武蔵亡き戦友を偲ぶ」機をあらわした「あ、我が戦友」(注染 差し分け)、数度の重ね染め機をあらわした「あ、我が戦友」(注染 差し分け)、数度の重ね染め機をあられた。戦車と戦闘

しくは推定される手拭いは以下の通りである。 以上通観した展示資料中、日中戦争開戦後の制作と確定できる、も

- ・「京のひと、せ」(昭和一四年〔一九三九〕三月制作)図7から11
- 「凱旋記念 禮羽村青年団」図13
- ・ 「日の丸、地球に飛行機」図15
- 「一億一心」図16
- 「堅忍持久」図17
- 「協心戮力」図18
- 「東亜建設」
- · 「公債一枚興亜の緑葉」

- · 「防諜 知るを自慢に話すな秘密」図19
- ・「滅私奉公」
- 一、河方,一、河方,一、河方,一、河方,河方,一、河方,河方,一、河方,

·「加藤伍株式会社

図 **20**

る。 可能であり、 状態から明らかに綿製品統制下の制作と判断される。 物に関する製造、 の手拭いの位置付けを検討するためにも、 れず、素材は純綿もしくは綿混率の高い混紡糸と考えられる。これら 除けば、 広幅木綿地を転用して手拭い幅にカットし端ミシンをかけてあるのを(②) 確認してみると制作時期の上限についておよその見当をつけることが 地球に飛行機」から「滅私奉公」は戦時体制を反映した意匠の内容を 「京のひと、せ」や「加藤伍株式会社」のような目立った滲みは見ら このうち制作年が確定しているのは「京のひと、せ」のみである ただし生地は、「一億一心」三点中、一色染めの一点 「凱旋記念 通常の手拭い地同等の太さの糸の晒であり、染め上がりに いずれも少なくとも日中戦争開戦後の制作と考えられ 禮羽村青年団」、 加工、供給の統制について確認してみたい。 「加藤伍株式会社」は用布や染めの 次節で戦時下における綿織 一方「日の丸、 (図 **16**) が

一、綿製品統制の進行と手拭い

制が合法化された。中でも木綿は、原綿の輸入が制限される一方で、奨励され、一三年三月に制定された「国家総動員法」に基づき物資統一二年秋から始まった「国民精神総動員運動」により生活の簡素化がいた。日本、生活の様々な側面に統制が加えられていった。昭和一二年(一九三七)七月七日の盧溝橋事件を発端として日中戦

— 78

製品ステープルファイバー等混用規則」、 とが必要である。綿製品の統制については昭和一三年二月施行の 消費が早くから制限された。戦時体制が手拭い制作にもたらした影響 がある。以下、 布されたが、施行の詳細については地方長官宛通牒等も確認する必要 を具体的にとらえたい。綿製品統制関係法令は主に商工省令として公 えられる類型的な意匠の木綿地手拭いが存在している。これらの位置 を考える上では、 軍需用以前に輸出用製品原料として重要であったため、 の法令関係資料を参照した。 付けのためにも、 のように思われがちであるが、コレクション中には戦時下の制作と老 、製造制限」が概説されることが多く、 商工省令とそれらに伴う通牒等は、 綿製品統制の経緯を整理し、手拭い制作の環境変化 制作や供給にかかわる物資統制の状況をとらえるこ 以降木綿製品が姿を消したか 同年六月末施行の「綿製品 官報および同時代 国内の一 一般向 「綿

(1) 綿花の輸入制限

政策であった。 国内消費を 節約し綿製品の輸出水準を維持す 限されることになった。 国内消費を 節約し綿製品の輸出水準を維持す 限されることになった。 国内消費を 節約し綿製品の輸出水準を維持す 限されることになった。 国内消費を 節約し綿製品の輸出水準を維持す となる品目に綿花があげ はされることになった。 国内消費を 節約し綿製品の輸出水準を維持す のこと、綿糸の最高公定価格を定め価格高騰を防ぐことを前提とした なること、綿糸の最高公定価格を定め価格高騰を防ぐことを前提とした のこと、綿糸の最高公定価格を定め価格高騰を防ぐことを前提とした のこと、綿糸の最高公定価格を定め価格高騰を防ぐことを前提とした

(2) 「綿製品ステープルファイバー等混用規則」施行

は プルファイバー 綿手拭いは単なる実用品を越えた愛着の対象であったとわかる。 の爽快な持味が失はれる」とこの件を報じており、 い入浴にも使う手拭いにも、全く適さない素材であった。 や帆布、 ると弱く、 るのに対し、スフは木綿やウールに混用する短繊維である。水に濡れ 的に木材の繊維を原料とする点は人絹と同じだが、 づけるものであり、 テープルファイバーその他の繊維 材料以外には、 れた。綿糸、綿織物、 ルファイバー等混用規則」が公布され、 特別の事情により地方長官の許可を得た物」には軍需用品、 施行前日の昭和一三年(一九三八)一月二八日の『東京朝日』 昭和一二年(一九三七)一二月二七日、 「江戸趣味の濃い藍の香高い粋な浴衣と、昔ながらの東京手拭のあ 工業用品などの特殊品があげられている。 伸び縮みが激しく、 特別の事情により地方長官の許可を得た物を除き、 (以下スフと略称) は、 綿花の国内消費抑制がここから始まった。 綿メリヤス製造に際し、 耐久性が低かった。このため前記の (毛は対象外) 三割以上混用を義務 再生繊維の一種であり、 昭和一三年二月一日に施 商工省令「綿製品ステープ 輸出品および輸出品原 東京人にとって木 スフは、 人絹が長繊維であ 頻繁に洗 ガーゼ ステー 行さ ス

(3)綿製品非常管理令施行―綿製品の製造、加工、販売制阻

スル件」が公布され、即日施行された。輸出品の原料または材料を除二関スル件」、「綿製品ノ加工制限ニ関スル件」、「綿製品販売制限ニ関昭和一三年(一九三八)六月二九日、商工省令「綿製品ノ製造制限

るが、 二八日夜発令、二九日実施であったため関係業者間には混乱を招い き、 ヲ差当リ出来得ル限リ制限スル爲国内用綿製品ノ製造ハ特殊品ヲ除キ た臨時物資調整局からの通牒には、「国際収支ノ関係ヨリ綿花ノ輸入 工省令は「非常管理令」と通称された。これらについて、同日出され 布施行され、六月二八日の販売価格を越える対価で綿、 (3) れた。同時に価格暴騰を防ぐため「繊維製品販売価格取締規則」が公 た。これに伴い「綿製品ステープルファイバー等混用規則」は廃止さ を禁止し、 方長官ノ許可ヲ受ケタル場合」はこの限りではないとの但し書きがあ 時之ヲ停止セントスルモノ」と説明されている。これらの省令は ヶ月間の加工を停止するものであった。「但シ特別ノ事情ニ依リ地 羊毛等の繊維製品を販売することが禁じられた。これら四件の商 その指すところは軍需品と工業用、 また小売りを除く販売 綿メリヤスは、 (広幅ものは小売も不可)、および スフを混用したものも含め、 医療用等の特殊品であっ 人造絹糸、 製造 ス

完全に切り離して管理されるようになった。 規則」が公布されている。これにより輸出用綿製品の生産は内需用と四件の商工省令とあわせ、翌六月三〇日には「輸出綿製品配給統制

通牒で次のような説明がなされた。る商工省令第六二号が公布施行されるが、これに先立ち七月二〇日のこの後、七月二一日には、綿製品の加工、販売の制限を一部解除す

調査ヲ行ヒツツアリタル処略調査完了シタルヲ以テ製品ノ性質上一時国内向綿製品ノ販売及加工ヲ制限シ之ガ現在ストツク数量ノ

今般商工省令第六二号ヲ公布スルコトト致(後略)応ジ地方長官ノ許可ヲ受ケ販売及加工ヲ為サシムルヲ適当ト認メ共ニ之ニ不適当ナルモノニ付テハ一定ノ標準ニ依リ需給ノ実状ニ主トシテ農山漁村或ハ労働者向ノモノハ之ヲ買上ゲ配給ヲ為スト

む、 いる ニシテ別表ニ掲ゲザルモノハ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ニ限リ」 要な実用品への供給分を買い上げることを目的としていたとわかる。 指すと考えられる。 販売または加工を認めるとし の一時停止は、現時点の綿製品の在庫を調査し、 七月二一日の商工省令第六二号では、「綿糸、 「農山漁村或ハ労働者向ノモノ」とは、作業着等に適する実用品を (手拭い地も小幅物である)。 「別表」には綿織物のうち小幅物について次のように定められて 内需向け綿製品の製造、 (綿織物、 綿莫大小にはスフ混用品を含 加工、 綿織物又ハ綿莫大小 国を支える労働に必 小売り以外の販売

経緯ニ英式番手二十五番以下ノ単糸又ハ五十番以下ノ合撚糸ヲ用

小幅物

ヒタル綿織物ニシテ左ニ掲グルモノ

綿、石底地 縞木綿、絣木綿、染絣、織色木綿、晒及生木綿、綿ネル、裏地木 に窓)

政府の買い上げ対象となる実用織物であると理解できる。これら以外太い糸を意味し(糸番手は数が小さいほど太い)、あげられた品目は「二十五番以下ノ単糸」または「五十番以下ノ合撚糸」とは比較的

一七

象外となる。

象外となる。

象外となる。

象外となる。

象外となる。

象外となる。

の製造済小幅綿織物は届け出により、染色等の加工や、生産者、卸売の製造済小幅綿織物は届け出により、染色等の加工や、生産者、卸売

る

に、手拭い地も含め、次のように特記されていることが注目される。この制限解除省令の具体的対象について、前述の七月二〇日通牒

一、綿織物及綿莫大小

- 一)加工業者が加工ヲ為ス場合ハ全部許可スルコト
- 二)卸売業者及製造業者ノ手持品ニ付テハ其ノ数量ヲ調査シ
- コト(後略) (*) (1) 中形、特殊模様入ノ手拭地、印入半纏地ハ全部許可スル

あり、 他に転用できないため受注済分の加工が速やかに許可されたのであろ 拭い地自体は織糸番手の制限に抵触するが、誂え意匠を染めたものは きた中形染浴衣地である。中形浴衣地は前記の糸番手基準に該当せ 項目であるが、このうち「中形」は東京を中心に伝統的に制作されて の配り手拭いを含むと考えられる。 の加工届け出は許可することを意味する。(二)(1)は具体的な許可 「特殊模様入ノ手拭地」とは既製品以外を指し、個人、商店、 この特記事項の背景には東京織物同業組合の政府への陳情があっ 時節柄、 は、 「印入半纏」 前記商工省令第六二号別表以外の綿織物 需要が高いこともあっての通知と考えられる。 (店の印を染めた半纏)とともに別注品である。手 これも進物用に需要の高い季節で (スフ混も含む 企業等 一方、

同じ綿製品であっても統制上の位置付けは異なることに注意を要すたという。浴衣や手拭いが重要品目であったことがわかるが、両者は

た。 ŧ, 絣 綿手拭い地 実用綿織物、 省令第七○号「綿糸、綿織物又ハ綿莫大小ノ加工ヲ地方長官ノ許 下ノ単糸又ハ五十番以下ノ合撚糸ヲ用ヒタ」、「縞木綿、 て解除された。これにより前述商工省令第六二号で規定された別表の トスル件」が公布施行され、 実用衣料供給分の綿製品買い上げ準備が整った七月二九日には 地方長官の許可を受けた場合、 織色木綿、 (含スフ混) 即ち小幅綿織物では前述の 晒及び生木綿、 は許可を受けて染め加工されることとなっ 前月二九日施行の綿製品加工制限は改め 綿ネル、 加工を認めるとした。 裏地木綿、 「経緯二英式番手二十五番以 石底地」について 絣木綿、 在庫品の木 商 染

(4) 特免綿製品としての手拭い地製造

られ、 物等の製造が許可される。九月二六日の通牒において絣木綿等と並び 地の小幅白木綿を、紺絣とともに「綿製品特免」の中に加えることに 加された。原則として一切の綿織物製造が停止される中、 造する綿織物を指す。 日施行「綿製品ノ製造制限ニ関スル件」の但し書きの許可を受けて製 商工省の方針が決定したと報じられている。「特免品」とは六月二九 (®) 経に混紡糸、 昭和一三年(一九三八)八月一四日 落綿糸や再生綿糸を多く用いた綿織物や国産綿花のみを使う織 緯二綿糸以外の糸類を使用スル手拭地」が特免品に追 特免品については七月以降、 『東京朝日新聞』 追加、 には、 修正が加え 特免品とし 手拭い

は、後に「純綿糸」「混紡糸」に区分されている。 (*)て綿混手拭い地が製造されることとなった。なお特免手拭い地の規格

(5)「物品販売価格取締規則」施行―価格統制と公定価格表示

ため、「マルコー」価格といわれた。 た公定価格は値札に「②」マークを表示することが義務づけられた 品は、指定の前日の販売価格、 格取締規則」はこれに統合される形となった。商工大臣が指定した物格取締規則」 に関する所管警察書からの通達に基づき、 和一三年一二月二八日付けの公定価格決定商品に対する販売価格表示 長官指定の最高価格が定められた。「物品販売価格取締規則」に従っ 不足による価格高騰に対応するものであり、 定した販売価格を越えて販売してはならないという規則である。物資 「物品販売価格取締規則」が公布施行され、前述の「繊維製品販売価 時期は前後するが、 昭和一三年(一九三八)七月九日 または商工大臣あるいは地方長官が指 東京織物問屋同業組合では、 ②表示を組合員に励行さ 綿製品についても各地方 商工省令 昭

かる。 (当) (一九三九) 二月二八日の「東京織物自制価格表」、同年四月一〇日の(一九三九) 二月二八日の「東京織物自制価格表」、同年四月一〇日の公定価格資料を参照すると、手拭い地については昭和一四年

(6) 綿製品の配給制、切符制

昭和一五年(一九四〇)五月三日には、商工省から各地方長官宛て

七九一号)が出された。
「特免綿織物配給に関スル件」として次のような通牒(一五繊第

二対シー定数量ヲ割当ツルコトト相成候(後略)二対シー定数量ヲ割当ツルコトト相成候(後略)一般消費資材ニ付テハ最近市中の在荷ノ品又ル綿製品ノ中取敢ズ左記ノ品目ニ対シ最モ適切ナル方面ニ公平ニル綿製品ノ中取敢ズ左記ノ品目ニ対シ最モ適切ナル方面ニ公平ニリ製造ヲ認メ(中略)一般消費資材ニ付テハ最近市中の在荷ノ品又其ノ製造ヲ禁止シ唯生産資材其ノ他已ムヲ得ザル製品ニ限リ之ガ其ノ製造ヲ禁止シ唯生産資材其ノ他已ムヲ得ザル製品ニ限リ之ガ其ノ製造ヲ禁止シ唯生産資材其ノ他已ムヲ得ザル製品ニ限リシテ其ノ製造ヲ禁止シを対象のは、

中、供給管理を徹底すべく配給制が施行されたと考えられる。中、供給管理を徹底すべく配給制が施行されたと考えられる。前述のように「特免」生地の手拭いは昭和一三年秋頃から製造され、これが加工販売されていたと考えられるが、一五年五月時点では特免綿織物供給は極めて限定的であり、民間の需要は主として従来からの在庫で何とか賄われていた様子である。原料確保が厳しくなるからの在庫で何とか賄われていた様子である。原料確保が厳しくなるからの在庫で何とか賄われていた様子である。原料確保が厳しくなる中、供給管理を徹底すべく配給制が施行されたと考えられる。

クション中には手拭い用ではないが、昭和一六年二月から三月二〇日け、購入票と引き替えに現品販売すること等が記載されている(コレ品の一部の配給を開始すること、手拭い等については購入票制度を設要綱」として、昭和一五年(一九四〇)二月二六日施行「繊維製品配要綱」として、昭和一五年(一九四〇)二月二六日施行「繊維製品配給統制

ことなどできない状況となった。

ことなどできない状況となった。

品として配給制下に置かれ、割当の稀な配給品購入に際し意匠を選ぶと、とある。昭和一五年五月以降、木綿手拭い(スフ混含む)は特免と、とある。昭和一五年五月以降、木綿手拭い(スフ混含む)は特免と、とある。昭和一五年五月以降、木綿手拭い(スフ混合む)は特免と、とある。昭和一五年五月以降、木綿手拭い(スフ混合む)は特免にできない状況となった。

三、豊田コレクションにみる戦時体制の手拭い制作への

上げ品を除き利用された可能性があり、他方、在庫品が尽き、特免生も、綿製品製造制限以前に生産された在庫品があるうちは、政府買いるが、民需実用品用「特免品」綿織物製造の一環として、特免品木綿高が、民需実用品用「特免品」綿織物製造の一環として、特免品木綿高が、民需実用品用「特免品」綿織物製造の一環として、特免品木綿高が、民需実用品用「特免品」綿織物製造の一環として、特免品木綿高が、民需実用品用「特免品」綿織物製造の一環として、特免品木綿高が、民需実施の供給について再度確認している。

綿織物手拭いは意匠を問う余地もない供給不足となっていた。ることが増えたと考えられる。また一五年の配給制導入時には、特免地の供給も不足がちになるに従いスフなど代用繊維の多い生地を用い

え、 凝った加工の手拭いが制作されることが想定されている ゲザル銘柄ノモノニ付テハ本表ノ銘柄ヲ基準トシ格差ヲ附シテ定ムル 0 について同様に一色、差し分け、細川の別と生地の違いによる価格が 入別誂染は含まず」とみえる。この段階では、(**) 等の生地の場合の加算額と並び「甲訛は十本取り一反に付七銭高 手拭」は一〇本取り一反の価格が一色、二色、 果としていずれかの時点で制約を受けるようになった可能性がある。 モノトス」とみえる。 免泉州生地手拭」と「同特殊染誂」の価格が示され、註に「本表ニ掲 市販されていることがわかる。ただし誂えについての表記はみえな 表示され、手の込んだ細川を含む多様な手拭いが特免生地で制作され(キロ) 月二八日「東京織物自制価格表」では「特免坂手拭」「特免地手拭」 来通りの手拭い制作が行われることが前提とされている。 昭和一三年夏以降の手拭い地公定価格指定資料を参照すると、 工には届け出許可が必要であった事情を考えれば、 東京府昭和一三年(一九三八)七月二九日指定資料では「東京本染 細川、 同一四年四月一〇日大阪府告示第四三八号の公定価格表では 方制作 差し分け等、 (意匠の調整と染め加工) の環境はどうであったのか。 特免生地で、 意匠と加工の選択幅をある程度把握できる。 誂え染め、あるいは標準以上の 個人の誂えも含め、 細川に三区分され、上 誂え染めなどは結 同一四年二 加

示される。東京府の昭和一四年三月一七日指定スフ織物最終販売最高ただし、昭和一四年(一九三九)になるとスフ手拭い地公定価格も

価格では、 るといえよう。 スフ手拭」は染めや意匠に凝ることのない実用品と位置づけられてい 別があるが、同年七月二〇日東京府指定資料では「オールスフ手拭 異種のみとなる。 「浴用手拭地 (関東)」 実際に実用的か否かは別として、 同 (関西)」 に「並染」「 細川 染

件」では め意匠の調整は 的統制の下で生産された生地を加工した上で配給された。 示されている。当然、一本単位の配給購入である。特免綿織物は「읭」 規定ニ依ル帆布加工品及其ノ他ノ加工綿布ノ販売価格指定ニ関スル る管理体制下で、 (一九四〇) ん誂えどころではない。 さらに配給制となった特免綿織物手拭いについ 「手拭」は 七月二日商工省告示第三三〇号、 「加工」の一要素である。平時の自由な制作とは異な 配給用手拭いの意匠は選定され染められた。もちろ 「手捺染 (略) 一本ニ付〇・一九円」 「価格等統制令第七條 て昭和 の 一 手拭いの染 種のみ Ŧi. 二元 年

ない と確定もしくは推定される一二件の手拭いの位置付けを再び考えてみ のように滲みの状態からスフ混率が高い緯糸を用いているとみられ たい。一二件は、美術手拭い、あるいは誂え染め 以降の綿製品の統制下で制作されたことが明らかである。 品に分類できる。 (九三九)三月である「京のひとゝせ」 凱旋記念 このような状況に照らし、 が、 これがこの時点での 作品自体の性格は実用綿製品への供給確保という「特免品 禮羽村青年団」「加藤伍株式会社」)と、それ以外の既製 前者のグループのうち、解説書奥付が昭和 「特免品 第一節で注目した日中戦争開戦後の制作 生地か、 (図7から図11 在庫品利用かは判断でき (「京のひとゝせ」 は、 生地は前述 一三年夏 四年



た「京都タオル染手拭卸商業組合」公

「京都公 目され

前述の

兀 る の趣旨からは逸脱している。

貼付され

作に携わった人々は、このような美術手拭いが許容される限界を認識 非売品とされたことは認可の状況とも関係している可能性がある。 美術手拭いの制作は容認され難くなっていったと考えられる。 模索される中で、 統制が重ねられ、 常規格とはかけ離れている。必要最低限の内需向け物資確保を前 すと考えられる。 般的規格を越えているため格差分を附し価格を定めた品を指 格別に手の込んだ細川技法を駆使したこの作品は通 実用から距離を置き意匠と技を追求したこのような 国内経済、国民生活維持に必須の綿製品供給確保 図 21 公定価格販表示シ 差品 年四月の大阪府公定価格表の註に照ら 定価格販売表示シールに ② **21**)。 とあることも注 格差品」とは、

せば、

迫されていった様子をうかがうことができる。ただしその中でもスフ ない状況にあったのではないだろうか。 れている様子である。手拭い制作にあたり、 態からスフ一〇〇%もしくは経緯糸ともスフ混率の高い生地が用 たと考えられる。 的に入手できない、 給制実施後は当然だが、それ以前、 選択とされる。 加藤伍株式会社」(図20) 本作制作時点では特免木綿地は別注品には使用でき 物資統制が進行する中、 あるいは加工認可が下りないなどの状況があり得 は、 経緯糸両方に沿って染料が滲んだ状 一四年のいずれかの時期から実質 昭和一 配り物など別注品制作が圧 可能であれば木綿地 五年 九四 の配 が第

最後の記念の意味も込めて制作したのではなかろうか

本

を本作例は伝えている。 地であろうと恒例の配り手拭いを注文制作し続けた人々があったこと

る。 なった。 字通り戦争の影が重なり、 使用分がストックされていたものと推測される。平和な村の行事に文 拭い地は恐らく村の行事の参加賞用に準備され、 まではみられた凱旋記念手拭いの誂えが困難となった様子を伝えてい ため手持ちの未使用反物に重ね染めしたものと考えられ、満州事変時 月一日の「綿製品ステープルファイバー等混用規則」施行以降いずれ かの段階で、 凱旋記念 当初から染められている部分には「賞」の文字がみえ、元々の手 木綿手拭い地の新規入手不能、 禮羽村青年団」 図らずも象徴的な一枚が残されることと 図 13 は、 昭和一三年 あるいは物資有効活用 例年使用するため未 (一九三八) 二

一方、既製品グループの九件は、いずれも目立った染め滲みはなく、図16一点が広幅木綿地転用である他は、生地の質感を目視する限財連に注目すれば昭和一五年(一九四〇)夏以降に特免手拭い地で制関連に注目すれば昭和一五年(一九四〇)夏以降に特免手拭い地で制度に注目すれば昭和一五年(一九四〇)夏以降に特免手拭い地で制度を記入がない。このうち「日の丸、地関連に注目すれば昭和一五年(一九四〇)夏以降に特免手拭い地で制度を記入がない。このうち「日の丸、地大の通常の木綿・大の一方、既製品グループの九件は、いずれも目立った染め滲みはない検討を要する。

最大限広げてとらえれば、昭和一二年(一九三七)九月の国民精神総定規格の下で制作されたかのようにも見受けられる。制作期の上限を呼びかける標語を一色または二色で染めた類型的な意匠であり、一他の八件はいずれも白地の中央部に同じような文字寸で、体制協力

あり、 辛うじて生産される配給品に対しこの種の標語意匠は無難な選択で だ何らかの意匠を染めることが手拭いという商品の条件である以上、 難な手拭いに格別のプロパガンダ効果が期待されたとは考え難い。た チラシのような意匠が選ばれたことになろう。ただし十分な供給も困 工方法は「手捺染」とされていた。手拭いには一般的でない手捺染と 「一億一心」同柄三点中の一点 れた配給品の手拭いが含まれている可能性が考えらえる。 のが通例である。これらは一三年秋以降製造された特免手拭い地を加 考え難く、 動員計画実施要綱発表以降となろうが、 あったのではないだろうか の推論が正しければ配給用特免手拭い地を染めるにあたり、 する規定に疑問が残るが、染め加工は手拭いの基本規格であった。こ 広幅生地を切って端ミシンをかけた通常商品とは考えられないもので 工したものである可能性を持つのではないか。 いた一二年秋時点で、ただちにこのよう規格品が多く制作されたとは 一五年二月施行「繊維製品配給統制規則」に基づき同年夏以降実施さ 五年七月二日商工省告示販売価格指定資料では配給特免手拭いの加 本来輸出用であった生地を転用した可能性もある。 また何らかの国策協力団体の制作であれば団体名を入れる 図 16 通常の消費生活が営まれてて はシャツなどに用いるような さらにこの中には昭和 先に示した 政府広報 中でも

おわりに

をもたらしたのかをとらえることを試みた。震災から復興した東京の以上、豊田コレクションの検討を通し、戦時体制が手拭い制作に何

工、販売にも統制が加えられて、手拭い制作の環境は激変していっに突入、手拭い地を含む内需用綿製品の製造は急速に抑制され、加ことであった。しかし僅か数年後の一二年(一九三七)夏に日中戦争の半穏な近代都市景観を染め出した「帝都十景手拭」が制作されたの平穏な近代都市景観を染め出した「帝都十景手拭」が制作されたの

ことがわかる。 せ」が再制作された。スフ地で配り手拭いを作り続けた会社もあっ 精緻な注染技法を駆使して年中行事図を手拭いに写した「京のひと、 なった。そのような急激な状況変化の過程にあった昭和一四年の春 て意匠に創造性や個人のメッセージを託した自由な制作の余地は消失 が欠乏し生活必需品としての確保が優先された手拭いからは結果とし 注品誂えは相容れない。意匠自体が統制されたわけではないが、 策と、実用を離れ意匠と技を追求する創作手拭い制作や配り物等の別 団」にみるように兵士の記念手拭いも普通に制作できる環境ではなく したと考えられる。在庫品に重ね染めした「凱旋記念 で加工する浴衣地と異なっている。ただし最低限の供給のための統制 免品」という形で辛うじて確保された。この点は同じく木綿地を注染 生活必需品としての木綿手拭い地生産は、 許される限り創意を形にすることにこだわりを持つ人々があった 昭和 一三年秋以降、 禮羽村青年 「特

標語を染めた定型的な手拭いは、配給制導入下に制作された可能性を片ではなく、染め意匠を施すことが商品としての基本条件であった。り木綿手拭いから意匠の選択肢は失われた。しかし手拭いは単なる布昭和一五年五月以降、手拭いを含む特免綿製品の供給は配給制とな

策の啓蒙という皮相な形で生き続けた。持つ。メッセージを贈る手拭いの文化は皮肉にも類型的意匠による国

綿製品の価格統制も引き続き行われ、二六年七月に漸く廃止された。符制が再び行われ二五年の正式全廃まで綿製品には切符制が残った。なお終戦後も物資不足は続き、昭和二二年(一九四七)から衣料切

注

- 「埼玉の注染」(埼玉県立歴史と民俗の博物館 二〇〇七年)八頁参照。 (染織と生活社 一九八九年)一五一頁、埼玉県立歴史と民俗の博物館編(な)近江晴子「庶民芸術の華・手拭」『庶民の芸術 手拭 浮田コレクション』
- 物柄の〈軍歌〉」『戦争のある暮らし』(水声社 二〇〇八年)所収ほか。(2)乾淑子『図説着物柄にみる戦争』(インパクト出版会 二〇〇七年)、同「着

 $\widehat{4}$

の題は川の景観とともにある両岸にわたる公園への共通認識を示している。 一三年三月一四日の特別都市計画委員会第三回総会における直木倫太郎復興 一三年三月一四日の特別都市計画委員会第三回総会における直木倫太郎復興 一三年三月一四日の特別都市計画委員会第三回総会における直木倫太郎復興 一三年三月一四日の特別都市計画委員会第三回総会における直木倫太郎復興 一三年三月一四日の特別都市計画委員会第三回総会における直木倫太郎復興 一三年三月一四日の特別都市計画委員会第三回総会における直木倫太郎復興 一三年三月一四日の特別都市計画委員会第三回総会における直木倫太郎復興 一三年三月一四日の特別都市計画委員会第三日の景観とともにある両岸にわたる公園への共通認識を示している。

- 一九三二年)を出版している。緑紅の解説書付きであることもこの企画の性のひと、せ」制作の頃には『京の伝説』『京の面影』(いずれも郷土趣味社(5)田中緑紅(一八九一―一九六九)は、一九一七年に郷土趣味社を創立、「京
- 料蒐集者である豊田満夫氏による。 | 料蒐集者である豊田満夫氏による。

格を示している

- 際日本文化研究センター所蔵、日文研データベース参照。(7) 江馬務詞書、中島荘陽画『都年中行事画帖』(一九二八年跋 絹本著色)、国
- (条織と生活社 一九八三年一○月)所載の浮田光治氏所蔵品を参照。(8)初回制作品は近江晴子「ノスタルジア手拭い(1)」『月刊染織 a』三一号
- 一九三一年)四五四頁参照。(9)若槻内閣編纂会編『若槻内閣』「第六章軍制改革」(若槻内閣編纂会
- ク型自動車(三十円)」、「A型タンク(三十六円)」が掲載されている。(10)『三越』(三越呉服店 一九三三年四月)三八、三九頁に、小児用玩具「タン
- (11) 一九四〇年八月一日発表の第二次近衛内閣、松岡外相談話に「一、わが国当国が大大東亜共栄圏を確立」『大阪朝日新聞』(一九四〇年八月二日、広く蘭印、仏印などの南方諸地域を包含し日満支三国はその一環であるの、広く蘭印、仏印などの南方諸地域を包含し日満支三国はその一環であること」とある。「大東亜共栄圏の確立をはかること、しかしてその大東亜共栄圏の建立をはかること、しかしてその大東亜共栄圏の建立を開発していた。
- ト http://www.nipponseishu.co.jp/参照。 れた日本清酒株式会社の設立当初から続く清酒銘柄である。千歳鶴公式サイ(12)「千歳鶴」は創業一八七二年の柴田酒造店を前身として一九二八年に設立さ
- (3)「国民精神総動員新展開の基本方針案」に「(三) 一億一心各その業務に精励

- 運動を展開!」『大阪朝日新聞』(一九三九年四月八日)参照。し奉公の誠を致さんことを期す」とみえる。「官民一致、明朗闊達の大国民
- 版社 一九四一年)にも「三本の矢」と題した訓話がみえる。 たとえば戦時下に出版された吉田禎男『少国民教育勅語訓話』(教育図書出

14

- る」『大阪毎日新聞』(一九三七年九月一四日)参照。(イ)堅忍持久の精神の涵養」とある。「国民精神総動員 実施要項発表さ(15)「国民精神総動員計画実施要項」中に「(一)日本精神の発揚社会風潮の一新
- 『官報』四一一九号(一九四○年九月二七日)所載参照。
 「告論」に「全国民ハ(中略)協心戮力如何ナル難関ヲモ突破シ」とみえる。協心戮力非常ノ時局ヲ克服シ以テ天壌無窮ノ皇運ヲ扶翼セヨ」、また同じくは、日本国、独逸国及伊太利国間三国條約締結ニ関スル詔書」に「臣民(中略)
- (17) 菖蒲革小紋が足軽などの袴に用いられたことについて喜多川季荘『守貞
- (18) 一九三八年一一月三日の政府声明で「帝国の冀求するところは東亜永達の安稿』(天保八―嘉永六年頃)巻之一三、後集巻之四参照。
- 論』(満州評論社 一九三八年)八六頁参照。 定を確保すべき新秩序の建設に存り」と述べられた。小山貞知『第三戦争段) 一九三八年一一月三日の政府声明で一帝国の冀求するところは東亜永遠の安
- は、一九四五年以降盛んに行われた様子である。 所載参照。国立国会図書館所蔵資料を検索すると防諜に関する一般向け啓蒙所載を機でである。
- (21) たとえば「この時局を担いこの難事業を引受けて成功するか否かは一に我が

- 年に陸軍提唱」『報知新聞』(一九三九年六月一四日)参照。 ぐ』より)等。「国家総力戦の戦士に告ぐ 長期建設の国民体制 事変二周かに懸り」(一九三九年七月陸軍作成パンフレット『国家総力戦の戦士に告国民が(中略)万民輔翼、滅私奉公、挙国一致の体制を強化出来るか出来ぬ
- の針穴跡がみられる。 幅木綿地を手拭いの巾にカットしたもので、四辺に端ミシンまたはミシン目幅木綿地を手拭いの巾にカットしたもので、四辺に端ミシンまたはミシン目

- 三二九六号(一九三七年一二月二七日)所載参照。(26)商工省令第三五号「綿製品ステープルファイバー等混用規則」『官報』
- (27)「粋な浴衣や手拭から消えてゆく爽快味」『東京朝日新聞』(一九三八年一月

七月二九日)。

二八日)。

- 件」、『官報』三四四五号(一九三八年六月二十九日)所載参照。製品ノ加工制限ニ関スル件」、商工省令第三九号「綿製品販売制限ニ関スル(28)商工省令第三七号「綿製品ノ製造制限ニ関スル件」、商工省令第三八号「綿
- 売制限にも適用された。 現集』(明文社 一九四二年)、三九四頁参照。この但し書きは加工制限、販規集』(明文社 一九四二年)、三九四頁参照。この但し書きは加工制限、販年六月二九日臨時物資調整局次長通牒) 商工省総務局編『物資統制令関係法(2)一三調整第五六号「綿製品ノ製造制限ニ関スル件施行ニ関スル件」(一九三八

- (3) 「繊維製品販売価格取締規則」『官報』三四四五号前掲註2所載参照。
- (31)「綿製品ノ製造制限ニ関スル件施行ニ関スル件」前掲註29参照
- (3),内田悌介編『東京織物同業組合史覚書』(東京織物卸商業組合 一九六三年)
- 年六月三〇日)所載参照。 (33)商工省令第四〇号「輸出綿製品配給統制規則」『官報』三四四六号(一九三八
- (35) 商工省令第六二号『官報』三四六四号(一九三八年七月二一日)所載参照。
- (36)「商工省令第六十二号ノ施行ニ関スル件」前掲註34参照。
- 『東京織物同業組合史覚書』前掲註32、一八二、一八三頁。(37)この特記事項の背景には東京織物同業組合の政府への陳情があったという。
- 為サントスルトキハ許可ヲ受クヘキノ件」『官報』三四七一号(一九三八年(38)商工省令第七〇号「綿糸、綿織物又ハ綿莫大小ニ付染、晒、裁断等ノ加工ヲ
- 八月一四日)参照。 (3)「浮ぶ紺絣と手拭地(全ス・フ織から「特免」『東京朝日新聞』(一九三八年

五五

日「落綿ス・フ混紡糸ヲ使用スル製品」。『物資統制令関係法規集』前掲註ナル織物又ハ莫大小」に改正。一三調四部第四五一号一九三八年一〇月一三か」、一三調第九一号の前記事項を「落綿又ハ落綿糸ト綿糸以外ノ糸類ヨリナル織物又ハ莫大小」。一三調四ノモノ又ハ右混紡糸ト綿糸以外ノ糸類ヨリナル織物又ハ莫大小」。一三調四ノモノ又ハ右混紡糸ト綿糸以外ノ糸類ヨリナル織物又ハ莫大小」。一三調四

牒)、『物資統制令関係法規集』前掲註29、三九七頁参照。(41)一三調四部第三五一号(一九三八年九月二六日臨時物資調整局第四部長通

29、三九六—三九八頁参照

- 「注染手拭」(商工商告示第一二〇八号一九四四年一一月二日)もみえる。手拭」(商工省告示第五六四号同年六月三〇日)、「輸出滞貨綿布生地」使用四四二七号(一九四一年一〇月八日)参照。特免品以外では混紡糸の「厚地(42)商工省告示第九〇五号「特免綿織物ノ販売価格指定ノ件改正」『官報』
- 年七月九日)参照。(43)商工省令第五六号「物品販売価格取締規則」『官報』三四五四号(一九三八(5)
- (4)『東京織物同業組合史覚書』前掲註32、一九七頁。
- 編『大阪府公定価格表』(帝国地方行政学会 一九三九年九月)九七頁参照。一九九号(東京織物問屋同業組合 須田鉄商店)、大阪府警察部経済保安課(45)「東京織物自制価格表」(一九三九年二月二八日)、『須田鉄商報』 附録第
- 合会 一九五一年)六五—七〇頁参照。 合連合会調査課編『繊維製品配給統制要攬』(日本繊維製品小売商業組合連合連合会調査課編『繊維製品配給統制要攬』(日本繊維製品小売商業組(46)一五繊第七九一号「特免綿織物配給ニ関スル件」、日本繊維製品小売商業組
- 省告示第二八号一九四三年一月一八日)、衣料切符点数が全般的に引上られ(十九四二年一月二〇日)。同規則は昭和一八年一月一八日に改正され(商工(47) 商工省令第四号「繊維製品配給消費統制規定」『官報』第四五〇七号

た(手拭いは変更なし)。

- 格総覧』(日本経済社 一九四一年)一六九頁参照。(48)商工省物価局監修大日本経済統制研究会編『現行商工省並五大都府県公定価
- (49)「東京織物自制価格表」前掲註45参照
- (50)『大阪府公定価格表』前掲註45、九七頁参照。
- (51)『現行商工省並五大都府県公定価格総覧』前掲註48、四三六、四六三頁参照
- (52)『現行商工省並五大都府県公定価格総覧』前掲註48、一六一頁参照

53

- (4) 豊田氏によれば、コレクション中「減私奉公」「防諜」は東京で呉服商を営札、この頃の東京で入手された手拭いである。疎開は「奢侈品等製造販売制限県に疎開した際に持ち出した手拭いである。疎開は「奢侈品等製造販売制限県の対象となった昭和一五年七月あるいは絹製品が「物品販売価格取締規則」が施行された昭和一五年七月あるいは絹製品が「物品販売価格取締規規」が施行された昭和一五年七月あるいは絹製品が「物品販売価格取締規制」が施行された当初所有者が絹製品の統制を避けて結城紬などの高級呉服商を営札でいた。
- (55)「輸出滞貨綿布生地」使用手拭いについて注42参照。
- 手拭い染め手法である注染での加工を除外する規定とは考えにくい。染のような設備が不要のため、標準仕様として規定されたものか。標準的な(56)模様毎に手作業で染める手捺染は手拭い本来の両面染めには適さないが、注

別表

「庶民の暮らしと戦争展」(2015年7月22日~8月31日 東京和晒創造館)主要展示資料一覧

凡例:資料名、技法、特記事項/制作年代を記した。「昭和戦前期」は昭和 11 年頃までを指す。千人針、浴衣地以外の資料は全て手拭いである。

1. 昭和前期―手拭い文化の洗練	
	PT 4 24-440
「帝都十景手拭」 注染 差し分け (本文参照) 「東京駅」図 2/「日比谷公園」図 3/「歌舞伎座」/「清洲橋」図 4/「水の隅田公園」図 /「日本橋」/「地下鉄道」図 6/「靖国神社」/「上野」	昭和前期 5 (昭和 6 から 10 年頃か)
日比谷公園 注染 差し分け 昭和11年竣工の国会議事堂が遠景に見え、昭和11、2年頃制作と考えられる。	昭和 11、12 年頃
「京のひとゝせ」 注染 細川 (本文参照) 「十日戎 福笹(一月)」図 7/「盧山寺鬼の法楽(二月)」/「舞妓と都踊(三月)」/「島原太ラ道中(四月)」/「葵祭(五月)」図 11/「藤森祭の駈馬(六月)」図 9/「祇園会山鉾(七月)図 10/「大文字と松ケ崎題目踊(八月)」/「石清水八幡宮放生会(九月)」/「太秦牛祭(月)」/「八坂神社舞楽(十一月)」/「南座の顔見世(十二月)」図 8]
2. 日露戦争時代の手拭い	
「我軍之大勝利」 注染 細川 (本文参照)	明治後期
「奉天府 日本軍大勝利」 注染 差し分け (本文参照)	明治後期
「出征軍萬歳」 地染まり一色 (本文参照)	明治後期
「東洋強国誉」 注染 細川 (本文参照)	明治後期か
3. 凱旋記念、除隊記念の手拭い	1
「近衛歩兵第四聯隊」 注染 差し分け (本文参照)	明治後期から昭和前期
「歩兵第三十三聯隊 帰休紀念」 注染 差し分け (名入れ手拭い)	明治後期から昭和前期
「軽き身に重き任務をつ、がなく果して帰る今日のうれしさ」の歌と、銃剣に旭日旗、『 軍の軍帽軍服の星章にちなむ星をあらわす。	
「第三師団 満期輜重兵」 注染 差し分け (名入れ手拭い) 日の丸と旭日旗を交差させ「満期輜重兵」と大きく染める。満期除隊の配り物用。	明治後期から昭和前期
「戸山学校分遣 満期 歩兵第三十四聯隊」 注染 差し分け (名入れ手拭い) 日の丸と旭日旗を交差させ「満期 歩兵第三十四聯隊」と染める。満期除隊の配り物。	明治後期から昭和前期
「分遣紀念 陸軍歩兵学校 歩兵第六聯隊」 捺染 陸軍歩兵学校校舎図と旗、桜と文字がタオル地に捺染されている。	大正から昭和前期
「記念 野砲兵第一聯隊」 注染 差し分け (名入れ手拭い) 「軽き身に重き務めを恙なく果して帰へる今日そ嬉しき」の歌と野砲図を染める。	明治後期から昭和前期
「輜重兵満期紀念」 注染 差し分け (名入れ手拭い) 三頭の馬が肩を並べ走る図。このモチーフは輜重兵の配り物に多くみられる。	明治後期から昭和前期
「満州派遣凱旋記念 野砲兵第二十聯隊」 注染 差し分け (本文参照) 図 12	昭和前期
「上海出征凱旋記念 歩兵第五十九聯隊」 注染 差し分け (名入れ手拭い) 「武夫のつとめつくして古里へ」の句にヘルメット等。昭和7年第一次上海事変記念か。	昭和前期
「凱旋記念 禮羽村青年団」 注染 (本文参照) 図 13	昭和戦中期
4. 出征兵士を送る	·
「祈武運長久」丸に三つ割菊紋 注染 差し分け (本文参照)	昭和前期から戦中期
	昭和前期から戦中期
「一大人針 捺染 黄色晒し布に朱で印をつける。右端に制作者の名と住所を記した墨書。未完成品。	昭和戦中期
慰問袋 軍人勅諭 注染 差し分け (本文参照)	昭和戦中期
5. 手拭いにみる戦争と暮らし	P 11 12 1 779
日の丸、戦車 注染 差し分け (本文参照) 図 14	昭和前期
大砲 注染 細川	昭和前期
発射する大砲、図案化された噴煙をあらわす。左下隅に「K.Nobei」のサインを染める。	EHJH 11/1/3/1
元初 f る人間、 日未旧じれた資産とめりわ f o 圧 F Mic Mix ODCI	
日の丸、地球に飛行機 注染 差し分け (本文参照) 図 15	昭和戦中期

	T
「皇軍万歳」日章旗と日の丸に星 注染 差し分け 日の丸、日章旗、星を中心に、上に「皇軍万歳」の文字、下に満州事変で日本軍が侵攻 した奉天城を思わせる中国風城門を染める。幅中央に青糸の筋入り。	昭和前期から戦中期
「祈武運長久」日の丸 注染 差し分け 幅中央に青糸が織り込まれ、上に日の丸、下に「祈武運長久」。折ると鉢巻になる。	昭和前記から戦中期
「教育勅語」 注染 白地一色 教育勅語の全文が染められている。	
「七生報国」 注染 差し分け 日の丸と刀を中心に据え、尊皇思想の象徴楠木正成像と「七生報国」の語を配する。	昭和戦中期か
「東亜建設」 注染 差し分け (本文参照)	昭和戦中期
「公債一枚興亜の緑葉」 注染 差し分け (本文参照)	昭和戦中期
「堅忍持久」 注染 差し分け (本文参照) 図 17	昭和戦中期
「協心戮力」 注染 差し分け (本文参照) 図 18	昭和戦中期
	昭和戦中期
	昭和戦中期
	昭和戦中期
6. 木綿製品物資統制関係資料	
「加藤伍株式会社」 注染 差し分け (本文参照) 図 20	昭和戦中期
夫婦岩と旭日 捺染 通常の手拭い地より太い糸の粗い布に、素朴な型摺りで夫婦岩と旭日を染めている。	昭和戦中期か
浴衣地反物 八重むぐら文様 注染 紡績中の落綿など屑繊維を原料とした「ガラ紡」綿糸で織った生地を使用。	昭和戦中期
浴衣地反物「新美ゆかた」 注染 「純綿」のシールが貼られている。昭和 13 年 2 月「綿製品ステープルファイバー混用規 則」施行後、既に製造されていた生地を染めたものか。	昭和戦中期
浴衣地反物「美形染御ゆかた地」 捺染 東京府機械染色工業組合の統制証、公定価格販売を示すマル公マーク、「正絹」「銘仙」 の表示。東京でマル公マーク表示が励行された昭和 14 年以降のものか。綿製品非常管理 令後、新たに木綿浴衣地を製造することはできなかった。	昭和戦中期
浴衣地反物「挙国一致」 捺染 関西機械捺染工業組合の「染色並ニ規格生地」検査保険証、「純綿製品」ラベル付き。昭 和 13 年 2 月の「綿製品ステープルファイバー混用規則」施行後販売の商品か。	昭和戦中期
浴衣地反物「実用無敵染ゆかた」 捺染	昭和戦中期
浴衣地反物「クミアイ浴衣」 捺染 日本ステープルファイバー捺染工業組合聯合会の検査証が付されたスフ製浴衣地。文庫 (包み) に敵艦を狙う戦闘機図があらわされている。	昭和戦中期
浴衣地反物「登録週間ゆかた」 「京都府昭和十三年七月三十日許可」のラベル貼付。同年6月29日小売を除く綿製品販売は一旦停止されたが7月21日より在庫浴衣地は届け出により販売許可された。	昭和13年(1938)7月
スフ入り晒反物 (木綿、スフ混用)	昭和 15 年頃
7. 戦争を振り返る	
「あゝ我が戦友」 注染 差し分け 「あゝ我が戦友」の語と日の丸を掲げた戦車、上空には戦闘機もみえる。追悼記念か。通 常より短く一反一二本取りとみられ、戦後早い時期の制作と推定される。	昭和中期
「記念艦 三笠」 注染 一色 日露戦争、日本海海戦で活躍した軍艦三笠は記念艦として保存されている。戦後一時娯 楽施設に転用されたが、昭和33年に三笠保存会が再興され復元工事が行われた。	昭和中期
「軍艦比叡戦没五十周年五十回忌慰霊祭記念」 注染 差し分け 比叡は第三次ソロモン海戦中、昭和17年11月に沈没した。サポ島風景、軍艦図等に海 軍徽章を添える。「平成四年十一月十二日衣笠光心寺」とある慰霊祭の手拭い。	平成 4 年(1992)
「戦艦武蔵戦没三十五周年」 注染 細川 昭和19年10月、レイテ沖で沈没した武蔵の戦没記念手拭い。	昭和 54 年(1979)頃
「軍人勅諭 信太山砲四会」 注染 差し分け 軍人勅諭の忠節、礼儀、武勇、信義、質素を示す五箇条を染める。信太山砲四会制作。	昭和中期か

The Second World War and *Tenugui* of the Toyoda *Tenugui* Collection

—A Study on *Tenugui* Production and Design under the Material Control System—

OKUBO Naoko

Tenugui is a rectangular cotton cloth with dyed patterns. This particular method of dying is called chusen. Tenugui were used mainly as a towel, and they also substituted for headscarves. They were used for various purposes in everyday life. It was customary for merchants and common people to order tenugui with personalized designs which included special messages and original patterns. They were often used as greeting gifts. Due to improvements in dyeing systems in the 1920's and the 1930's, it became possible to produce tenugui with sophisticated designs which were admired as artistic pieces. But after the outbreak of the Japanese-Chinese war in 1937, the use of cotton for private demand was regulated. In this paper, I investigated the details of this regulation of the cotton industry and analyzed tenugui pieces in the TOYODA collection which are considered to have been produced under this regulation, in order to clarify the influence of the material control system on tenugui design and production. At the end of June 1938, the government ordered a shutdown of all fabric production containing cotton. However, due to fact that the tenugui made from substitute fibers were not practical, the production of tenugui made with a mixture of cotton was permitted from autumn 1938 and acknowledged as exceptions with special authorization. The supply of tenugui for daily use barely met the needs and it is considered that the production of tenugui as artistic pieces, or tenugui with personalized designs became reduced necessarily as a result. Under such conditions, in spring 1939, "Kyo no hitotose", an artistic masterpiece series of tenugui which represented monthly traditional events in Kyoto was re-produced (first production in 1935). Some companies continued to order customized tenugui made with substitute fabrics as seasonal greeting gifts. We therefore can recognize the existence of people who wished to realize their original designs as long they were permitted to do so. From May 1940, specially authorized products made with cotton including tenugui began to be supplied under the ration

system, so it became impossible to choose the designs freely. But *tenugui* was not a mere cloth for wiping hands. It had to be dyed with some sort of design following the standards of *tenugui* as rationed goods. In the collection, there are some *tenugui* dyed with slogans evoking the mobilization of the national spirit with a fixed simple design. It is thought that they may have been produced under the ration system. Ironically, the culture of handing out *tenugui* with greeting messages was kept alive as instruments for "enlightening" the people on the national policy during the war.